

和泉中央連合自治会 12月定例会



令和5年12月24日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

- (1) 地区連合自治会町内会役員・単位自治会町内会役員に係る永年在職者表彰
対象者の御推薦について (担当・説明: 泉区地域振興課)資料1
- (2) 令和5年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について
(担当・説明: 泉区地域振興課)資料2
- (3) 第2弾 自治会町内会向け魅力向上講座の実施について
(担当・説明: 泉区地域力推進担当)資料3★
- (4) 「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号の発行について
(担当・説明: 泉区福祉保健課)資料4★

★は郵送による各会長へ ●は他のルートで配送

3 各部会報告

保健衛生部 防犯部 防災部 交通安全部 福祉厚生部
文化部 体育部 子ども育成指導部 環境部

4 中央連合議題

- (1) 和泉中央連合賀詞交歓会について

1月13日(土) 11:00 3,000円

1月定例会は令和6年1月28日(日) 9:30~

定例会終了後、経営委員会を行います!

以上

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

地区連合自治会町内会役員・単位自治会町内会役員に係る
永年在職者表彰対象者の御推薦について（依頼）

日頃から、市政及び区政の推進、地域の振興に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

泉区では、永年にわたり安全・安心なまちづくりをはじめ、様々な取り組みにより区政及び市政の運営に御協力をいただいております地区連合自治会町内会及び単位自治会町内会の役員の皆様に対しまして、敬意と感謝の意を表するため、永年在職者表彰として、毎年感謝状を贈呈しています。

つきましては、御多用のところ、誠に恐縮ですが、貴連合自治会町内会において永年在職者表彰の対象となる役員の方を御推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

1 表彰対象者

(1) 地区連合自治会町内会役員

令和5年度末において、各地区連合自治会町内会の役員として活動され、在職期間が継続して5年に達した方、及び継続して5年ごとに達した方

(2) 単位自治会町内会役員

令和5年度末において、各自治会町内会の役員として活動され、在職期間が継続して5年に達した方、及び継続して5年ごとに達した方で、各単位自治会町内会長から推薦を受け、併せて地区連合自治会町内会長の承認を得られた方

※「5年に達した」：令和5年度任期満了時となります。

※ 単位自治会町内会長及び行政からの委嘱委員は対象外となりますので、御了承ください。

2 提出書類

- (1) 上記1の(1)に該当する方は様式1（連合役員用）
- (2) 上記1の(2)に該当する方は様式2（単会役員用）

3 提出期限及び提出先

令和6年2月9日（金）までに地域振興課へ御提出ください。

4 表彰日時・場所

感謝状の贈呈は、令和6年4月から5月に開催されます、各地区連合自治会町内会の総会等の席上をお借りして実施しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

5 様式ダウンロード

推薦様式は泉区連合自治会町内会長会のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードのうえ御活用ください。

【URL】<http://www.izumikuren.net/download.php>

担当：泉区地域振興課 田村、田岡
電話：800-2391 FAX：800-2507

泉区連長会資料
令和5年12月19日
泉区地域振興課

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

令和5年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について（依頼）

日頃から、横浜市政及び泉区政の推進、地域の振興に御協力をいただいております地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様に感謝の意を表するため、泉区自治会町内会長感謝会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多用中誠に恐縮ですが、御出席くださいますよう御案内いたします。

なお、永年在職者表彰該当者及び各自治会町内会長の皆様には、今回御依頼する御確認をいただいた後の1月初旬に案内状を発送いたしますので、よろしく願いいたします。

また、例年では、在職10年以上の方は市長公舎にて表彰式が実施されていましたが、今年度も市長が各区に訪問し表彰を実施しますので、御承知おきくださいますよう、よろしく願いいたします。

1 日時

令和6年3月6日（水）14時00分から15時40分まで

※被表彰者は事前に集合し、市長との記念撮影等が予定されています。

2 開催場所

J A横浜みなみ総合センター（横浜市泉区中田西2-1-1）（予定）

3 内容（予定）

(1) 式典 14時00分から

(2) 懇談会 14時40分から

4 被表彰者

裏面のとおり

5 表彰基準

自治会町内会長の永年在職者表彰は、次の方が該当者となります。

(1) 自治会町内会長及び地区連合自治会町内会長の通算の在職期間が次の年数に達した方

①5年 ②10年 ③15年以上5年ごと

(2) 地区連合自治会町内会長の在職期間が10年に達した方

6 表彰該当者の確認依頼

別添の「永年在職者表彰該当者一覧」につきまして、お手数ですが漢字表記、ふりがな及び団体名を御確認ください。

また、誤字や記載漏れなどがありましたら、至急担当まで御連絡くださいますよう、御協力をよろしく願いいたします。※御確認後、お間違いなければ、御連絡は不要です。

7 添付資料

(1) 令和5年度永年在職者表彰該当者一覧

(2) 横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

(3) 泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

担当：泉区地域振興課地域活動支援担当 田村、田岡

電話：800-2391 FAX：800-2507

横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

制 定 平成 27 年 9 月 1 日 市地活第 188 号 (局長決裁)
最近改正 平成 28 年 11 月 18 日 市地活第 376 号 (局長決裁)

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次のいずれかに該当するものに対し、行います。

ア 自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 5 年ごとに達した者

イ 地区連合町内会長の在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 10 年ごとに達した者

(2) 表彰区分

ア 在職期間が 10 年に達した者
市長感謝状

イ 在職期間が 15 年またはそれ以上に達した者
市長表彰状

(3) 記念品の交付

(1) の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する 3 月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度本市で開催する自治会町内会長永年在職者表彰式で行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、市長または区長が該当者に対し行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次に該当するものに対し行います。

自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が5年に達した者

(2) 表彰区分

在職期間が5年に達した者

区長感謝状

(3) 記念品の交付

(1)の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する3月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度当区で開催する自治会町内会長感謝会の際に行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、区長が該当者に対し、行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は区長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成6年12月16日から施行します。

この要綱は平成27年9月1日から施行します。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 1 2 月 1 9 日
泉 区 区 政 推 進 課 地 域 力 推 進 担 当

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課 地域力推進担当課長 土田 俊樹

第2弾 自治会・町内会向け 魅力向上講座の開催について（周知依頼）

1 趣旨等

自治会町内会においては、地域住民の福祉向上の取り組みや、防災・防犯など街の安全・安心、美化活動、運動会やおまつりなど地域の一体感を深める様々な活動を行っていただいております。

この度、12月8日に実施した同講座の第2弾として、次世代の担い手が魅力を感じる、団体運営についてワークを行いながら実践的に学んでいただく講座を開催します。

つきましては、自治会町内会役員の皆様に是非とも本講座へ御参加いただきたく、御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

2 講師

東樹 康雅 氏

3 開催日時・場所

令和6年2月3日（土）10時から12時まで
泉区役所 4階4ABC会議室

4 受講対象者

自治会・町内会で活動されている方、その他地域活動をされている方

5 申込方法

申込書により、FAX、E-Mail等で令和6年1月26日（金）までに出席の御連絡をお願いします。
（申込み人数によっては調整させていただく場合もございます。）

6 その他

ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ：泉区区政推進課

井戸、齋藤、高草木

電話：800-2333

FAX：800-2505

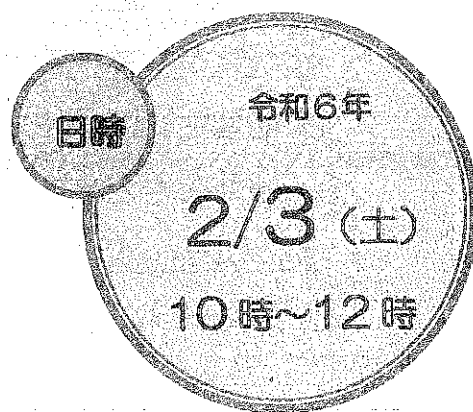
Eメール：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

新たな担い手が活躍する 自治会ってどんなところ？

自治会・町内会向け 魅力向上講座 Part2

個人の想い・経験・スキルを
自治会組織に活かす場と一緒に
考えてみませんか！

自分のやりたいこと、地域が求めていることを
整理し、地域の実情に合わせた新しい担い手の
巻き込み方について学びます！！



日時 令和6年2月3日(土) 10時~12時

会場 泉区役所 4階ABC会議室

対象 自治会・町内会、その他地域活動をされている方

定員 30名 ※申込多数の場合は抽選とさせていただきます

申込 令和6年1月26日(金)まで

※申込書をご記入のうえ、窓口かEメール、電話、FAXにて
お申し込みください。

【ご確認ください】

- ・窓口またはお電話にてお申込み、お問合せの場合は、平日の開庁時間の対応とさせていただきます。
- ・区役所駐車場は原則有料です。ご来庁の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ・感染症対策は、個人の選択を尊重するため各自のご判断により行ってください。

自治会・町内会向け 魅力向上講座 Part2

- 日時：令和6年2月3日(土) 10時～12時
- 場所：泉区役所 4階 ABC会議室
- 講師：東樹 康雅 氏
- 主なプログラム

1. 講義

地域の課題解決に向けた取組のポイントを紹介します！

2. ワークショップ

地域活動に参加したくなるコツや、やりがいを感じてもらうための秘策を考えます！

3. グループ発表

グループごとに考えた対策について共有します！

切り取り線

自治会・町内会向け 魅力向上講座 参加申込書

団体名	地区
-----	----

【参加者名】

代表者	様
(連絡先) (Eメールアドレス)	
様	様
様	様
様	様

※ ご提供いただいた個人情報は、本事業の目的の範囲内で使用します。

泉区連長会資料
令和5年12月19日
泉区福祉保健課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民生委員児童委員協議会
会長 石井 マサ子

泉区民児協だより「いずみのぬくもり 第13号」の発行について

師走の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、民生委員・児童委員活動につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この度、『泉区民児協だより いずみのぬくもり』第13号」を発行しました。
つきましては、住民の皆様にご覧いただきたく、地区連合自治会町内会会長、自治会・町内会会長にご覧いただきたく、配付させていただきます。
引き続き、民生委員・児童委員活動に御協力賜りますよう、お願いいたします。

<配付物（各自治会町内会に1部）>

「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号

【主な内容】

- ・民生委員・児童委員についての説明
- ・地区民生委員児童委員協議会活動紹介
- ・赤い羽根共同募金活動紹介
- ・特殊サギ注意喚起

【事務局】

(泉区福祉保健課運営企画係)

野池、日比野

電話：800 - 2401

連合自治会町内会役員等永年在職者表彰要綱

制定 平成17年12月20日

(泉地振 第10260号 区長決裁)

改正 平成25年10月22日

(泉地振 第800号 区長決裁)

(趣 旨)

第1条 この表彰は、永年にわたり泉区の地区連合自治会町内会等の役員として会長を補佐し、地域社会の振興に尽力するなど、その功績の著しい者を顕彰して平素の労苦に報いることを目的とします。

(表彰方法)

第2条 表彰は毎年1回、泉区長が感謝状を贈呈してこれを行います。

2 感謝状の贈呈は、各連合自治会町内会の総会（定例会）席上をお借りして実施します。

(表彰基準)

第3条 表彰は、現に地区連合自治会町内会の役員として活動している方で、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者を対象とします。ただし、役員を単位自治会町内会長が兼務している場合には対象外とします。

2 単位自治会町内会において、現に役員として活動し、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者で、各単位自治会町内会長から特に推薦を受けた者を対象とします。

3 前2項の役員には、行政からの委嘱委員は含めません。

(在職期間等の算定)

第4条 在職期間の算定は、地区連合自治会町内会（単位自治会町内会）の役員就任時から役員任期満了時までとします。

2 継続5年の算定は、表彰を実施する年度の前年度実績で判断します。

(推 薦)

第5条 第3条1項の規定に基づく該当者がいる場合には、地区連合自治会町内会長は、様式1により泉区長あてに推薦するものとします。

2 第3条2項の規定に基づく該当者がいる場合には、単位自治会町内会長は、様式2により地区連合自治会町内会長に推薦するものとします。地区連合自治会町内会長は、これを承認する場合には、承認欄に署名し、泉区長あてに推薦するものとします。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定めるものとします。

附 則

- 1 この表彰は平成18年度から実施し、平成18年度においては、平成17年度の役員任期満了時に在職期間が継続して5年以上となった役員を表彰対象とします。
- 2 この要綱は、平成17年12月20日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行します。

連合自治会町内会役員等の永年在職者表彰推薦書

泉 区 長

(単位自治会町内会名)

(会 長 名)

次の者を連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として推薦します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	(電 話)
職 歴	(役 職 名) 副 会 長 年 (年度 ~ 年度)
	年 (年度 ~ 年度)
	年 (年度 ~ 年度)
	年 (年度 ~ 年度)
主な活動内容	

※この推薦書に記載されている個人情報につきましては、永年在職者表彰事務以外には使用しません。

◎ 上記の者を当連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として承認します。

(連合自治会町内会名)

(会 長 名)